

## 小樽市貨物自動車運送事業者支援金 Q&A

- Q1 市内で事業を行っているが、法人の本社は市外にある（市外に在住している）が対象となるか。  
市内に営業所があれば対象となります。
- Q2 市内に営業所があり、法人の本社は市外にあるが、営業所の代表者が申請する場合、委任状は必要か。  
本社の代表者が申請する場合を除き、委任状の提出が必要となります。
- Q3 「一般貨物自動車運送事業」と「貨物軽自動車運送事業」の両事業を営んでいるが、支援金の支給額はどうか  
両方の事業を営んでいる場合でも、事業者単位での支給となりますので、支援金は30万円となります。
- Q4 市の事業継続緊急支援金との併給は可能か。  
併給できます。
- Q5 市の公共交通事業者等支援金との併給は可能か。  
併給できません（公共交通事業者等支援金は、バスやタクシー事業者が対象）。
- Q6 北海道の支援事業（道内事業者等事業継続緊急支援金）と、本支援金の併給は可能か。  
併給できます。
- Q7 一般貨物自動車事業の許可書を紛失等した場合、何を提出したらよいか。  
運輸局が証明した「証明願」又は「認可書」の写しを提出願います（「証明願」の様式は、下記よりダウンロード可）。発行までに数日かかる場合もありますので、余裕を持って申請してください。
- ◇ 北海道運輸局（札幌市中央区大通西10丁目 札幌第二合同庁舎）  
<https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/jidousya/yoshiki/index/html>
- Q8 貨物軽自動車運送事業の証明願はどこに申請したらよいか。  
上記の北海道運輸局となりますので、詳細はお問い合わせください

※随時更新